

## 食品のリスク評価のこれまでと将来

### —食品安全委員会の経験を踏まえて—

熊谷 進

平成 15 年に食品の安全性の確保を目的とした食品安全基本法が制定されるとともに食品安全委員会が内閣府に設置され、独立した機関がリスク管理とリスク評価を担う行政の仕組みが我が国に導入されてから 10 年が経過した。7 名の委員、12 の専門調査会及び事務局で構成される食品安全委員会は、これまでリスク管理機関から 1,867 件の諮問を受け 1,390 件の評価を終了している（平成 23 年 5 月末時点）。これらを受けてリスク管理機関は各種の規制、管理措置を講じている。その範囲は、農薬、動物用医薬品、水道水、食品添加物、食中毒を引き起こす微生物から遺伝子組み換え食品まで広範囲にわたっている。そして、国民の理解を得つつリスク評価を行うためには、リスクコミュニケーションが重要であり、各種説明会、リスク評価に関するパブリックコメント、季刊誌、メールマガジン等により取り組んできた。これらの活動を通じて食品の安全を確保するためのいわゆるリスク分析の考え方は我が国においても定着しつつあると考える。しかしながら、将来に向けて取り組むべき課題があるのも事実である。

地球の温暖化に伴い我々を取り巻く生物相に変化が見受けられ、かつては熱帯の食中毒であったシガテラが我が国でも発生するようになってきた。また、食品の国境を越えた移動が増大し、それに伴って輸入食品が原因とされる食中毒も各国で報告されるようになった。加えて、食品の製造や加工の技術の進歩に伴い、新たな食品や食材が登場するなど、消費者を取り巻く食品も変化してきた。このような変化は今後も続くことが予想され、それに伴い、リスク評価の対象とすべき化学物質や病原体も今後ますます増加することが予想されることから、今まで以上に正確で効率的なリスク評価を行うことが求められる。より正確な評価を行うためには、人体内での化学物質の代謝メカニズム、暴露マージンやベンチマークドーズ等の適用方法、薬剤耐性菌等の評価方法などに関するさらなる検討と研究の推進が必要とされ、また、新たな化学物質や病原体によるリスクを評価するために必要なデータの収集とデータベースの構築が必要とされる。リスク評価機関としては、求められたリスク評価に着実に取り組む一方で、データの蓄積と研究の促進を図っていくことが必要とされる。また、すでに海外が有している知見の活用を図る必要があり、EFSA や FSANZ などのリスク評価機関との連携・協力は、今後一層強化しなければならない。それととも

に日本が行ったリスク評価の内容を海外へ積極的に発信していく必要がある。

食品の健康リスク評価を行うためには、微生物学、公衆衛生学、化学、毒性学、食品学などの専門知識が必要とされるが、これら各分野の専門家の中でリスク評価を担うことのできる専門家は少ない。増大する評価ニーズに対応するためには、このような専門家を育成し、その裾野を広げるとともに、長期的には、既存の関連研究領域を統合した食品のリスク評価に関する研究領域を創成することも視野に入れる必要がある。加えて、専門的なリスク評価の内容を平易に国民に説明し理解を得ることも重要であり、これなくしては評価を踏まえた管理も無用のものとなりかねない。また、今後増大するであろう評価ニーズに応えるためには、リスク評価とリスクコミュニケーションを支える事務局のさらなる充実が必須である。

食品を取り巻く環境が変化しつつある中で、国民の信頼を得つつその安全性の確保を継続的に図っていくためには、食品安全委員会のこれまでの10年間の実績を踏まえたうえで、短期的および長期的な視点に立ったさらなる取り組みが必要である。今回の国際共同シンポジウムを通じて食品のリスク評価に関する国内外の状況について理解を深め、国民に信頼されるリスク評価に取り組んでいきたい。